

佐賀県訓令甲第1号

本庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成16年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後					
別表第2（第3条、第4条関係）					別表第2（第3条、第4条関係）					
事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	本部長専決事務	課長専決事務	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	本部長専決事務	課長専決事務	
1・2 略					1・2 略					
3	規則、訓令及び告示、公告その他の公示に関する事務	規則及び訓令の制定及び改廃に関すること	重要な告示、公告、公表その他の公示に関すること	告示、公告、公表その他の公示に関すること	3	規則、訓令及び告示、公告その他の公示に関する事務	1 規則及び訓令の制定に関すること 2 規則及び訓令の改廃に関すること（ <u>軽易なものを除く。</u> ）	規則及び訓令の改廃に関すること（ <u>軽易なものに限る。</u> ）	重要な告示、公告、公表その他の公示に関すること	告示、公告、公表その他の公示に関すること
4～20 略					4～20 略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。